

建築物・商品の包装容器の出願戦略

～商標法での保護を中心に～



2020年6月16日

1. はじめに

商標法については、現在、様々な出願形式が認められている。

商標法の保護対象は、1996年以前は、文字、図形、記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合と規定され、二次元のものに限定されていた。

しかし、1996年より、立体的形状という三次元のものが新たに加わり、2015年には、新しいタイプの商標が、また、2020年からは、従来保護が不十分であった建築物（店舗の外観・内装）の形状についての記載方法が変更されることとなった。

本稿では、特許庁の登録事例を基に、建築物または商品・商品の包装容器に関する出願について分類化をした。

商標出願の際に、出願形式選択の一助となれば幸いである。

2. 建築物（店舗の外観・内装）について

建築物の出願については、以下の色彩、立体、位置による出願形式が考えられる。

（1）店舗の外観に用いられている色彩

店舗の外観に用いられている色彩について、識別力を有している場合には、**色彩商標**による出願をすることが得策である。

ただし、色彩についての全国的な認識が必要とされる。

【全7頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

